

(別添書類第2号)

事業計画書

(別添書類第2号) 事業計画書

本書類は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第2号で規定される「事業計画書」である。

1. 事業計画の概要

(1) 全体計画

寝屋川流域は、大阪市東部を含む12市（大阪市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市）にまたがっており、その面積は267.6 km²（東西約14 km,南北約19 km）で、東側を金剛生駒紀泉国定公園に指定されている生駒山地、西側を大阪城から南に伸びる上町台地で区切られ、北側と南側は淀川と大和川に囲まれている。

現在の寝屋川流域付近は、約7,000～6,000年前には生駒山麓まで入海であり、その後、淀川、大和川の度重なるはん濫や生駒山地からの流送土砂の堆積により、次第に陸化していき、後には河内平野と呼ばれる排水の悪い低湿地が形成された。その後、安土桃山時代には、淀川左岸の堤防の修築が行われたことにより淀川と寝屋川が分離された。また江戸時代には、庄屋中甚兵衛らの尽力で大和川の付替工事が行われたことにより、ほぼ現在の寝屋川流域が形成された。

流域の源は、流域の東縁に構える生駒山地に発している。上流域では、生駒山地を源とする支川の水を集めながら、寝屋川と恩智川が山に並行するように流れており、大東市住道で合流している。中流域及び下流域に入ると、寝屋川は、古川及び第二寝屋川と合流し、流域の唯一の出口である京橋口（大阪市中心部）を経て、流域外の旧淀川（大川）に合流する。旧淀川（大川）に合流した後は、大阪の中心部である中之島を経て西大阪地域に入り、大阪湾に注いでいる。

土地利用については、大阪市をはじめとする経済活性地域へのアクセスの利便性等から昭和30年代から市街地の拡大が顕著になり、中小企業が集積するとともに生駒山地の麓まで住宅地が形成されているなど市街化の進展した地域となっている。

寝屋川流域の約4分の3にあたる地域（主に流域の中・下流部）は、地盤が河川水面より低い低平地となっており、降った雨はそのままでは河川に流入できない内水域である。このような地域では、降った雨は一旦下水道によって集められ、ポンプにより河川に排水されている。これに対し、流域上流部では、地盤が河川水面より高く、降った雨が河川に自然に流入する外水域となっている。

また、流域では、寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、古川をはじめとする大小様々な河川が網目状に30河川（総延長約133 km）も存在し、その上、寝屋川の河床勾配については下流から中流部では1/12,500程度、生駒山地の山裾を流れる上流部でも1/1,000程度と勾配が非常に緩やかで、大阪湾潮位の影響を受けるため、非常に複雑な流況となっている。最上流部の生駒山地を流下する支川は中下流部とは対照的に、

河床勾配が 1/90 程度と勾配が非常にきつくなっている。

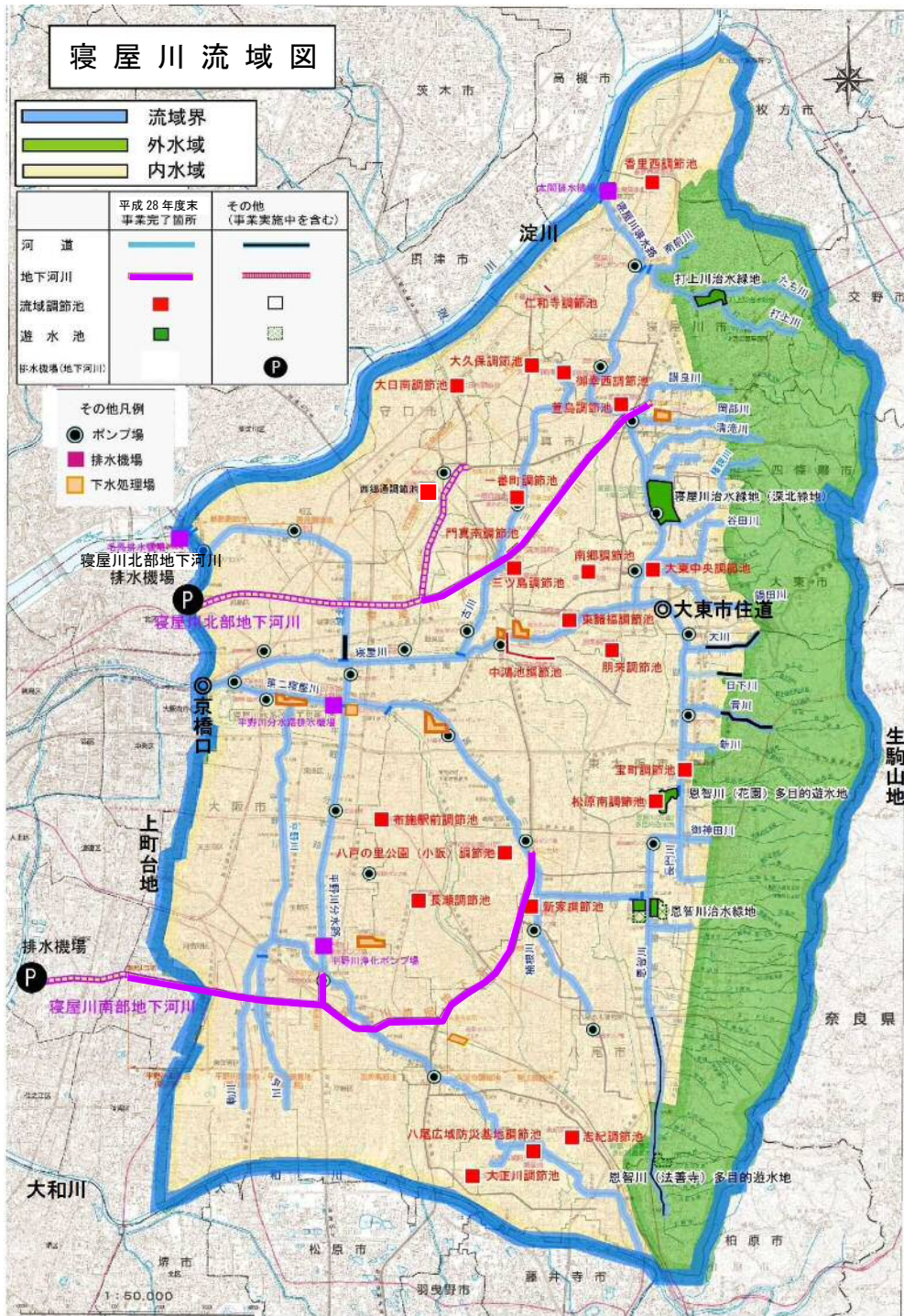


図- 2. 1 寝屋川流域図

寝屋川流域では、戦後最大実績降雨（八尾実績降雨）に対応するため、流域整備計画に基づく基準点（京橋口地点）における流域基本高水流量（ $2,700 \text{ m}^3/\text{s}$ ）を設定し流量分担計画を定め、河川管理者による治水対策と併せて、下水道管理者や地域住民などと協力しながら流域の治水安全度を高めていくという総合治水対策を進めている。また、流域基本高水流量の内、河川及び下水道などで実施する洪水などの処理量を基本高水流量（ $2,400 \text{ m}^3/\text{s}$ ）と呼び、河川及び下水道の施設整備を進めている。

寝屋川北部地下河川は基本高水流量 $2,400 \text{ m}^3/\text{s}$ のうち、計画高水流量 $250 \text{ m}^3/\text{s}$ の処理を担うこととなり、寝屋川流域における内水域の浸水被害の軽減が見込まれる。

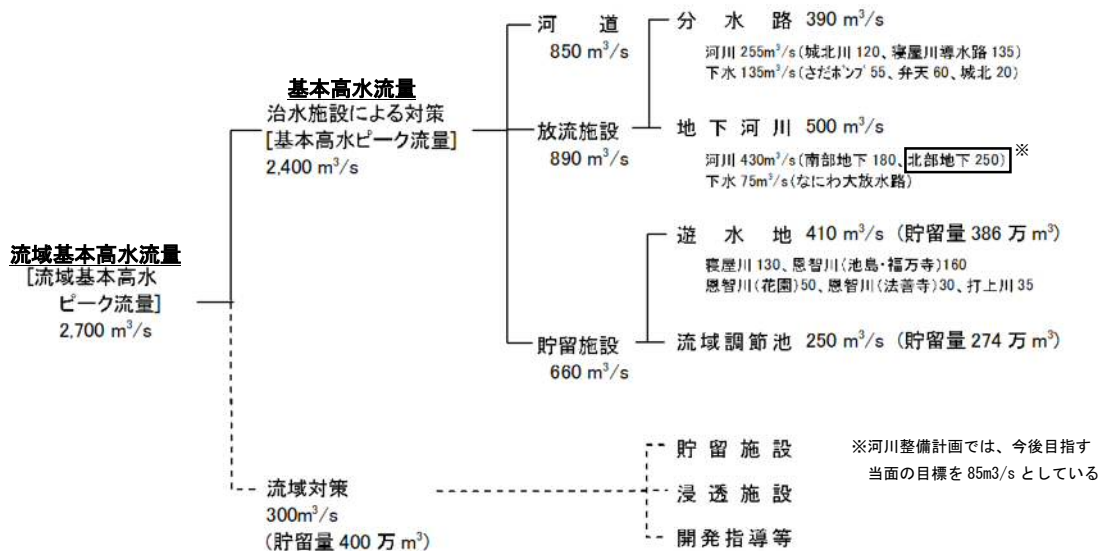


図-2.2 寝屋川流域整備計画における洪水処理計画

寝屋川北部地下河川は、新たな放流施設として河川法第79条に基づき平成7年度に認可された全体計画書に基づき整備を図ってきた。その後、特定都市河川浸水被害対策法に基づき平成に寝屋川流域水害対策計画を策定（平成26年8月変更）するとともに、河川法に基づき河川整備計画を策定（平成27年3月変更）している。

河川整備計画では、寝屋川北部地下河川の今後30年程度で目指す当面の整備目標を $85 \text{ m}^3/\text{s}$ としており、寝屋川北部地下河川排水機場のポンプ施設を段階的に整備することとし、 $250 \text{ m}^3/\text{s}$ のうち、まず $85 \text{ m}^3/\text{s}$ 相当のポンプ施設を築造することとしている。

寝屋川北部地下河川は、完成した区間から順次大雨時の一時貯留施設（調節池）として暫定供用しているが、鶴見立坑から上流の古川調節池を平成14年度に、北島調節池を平成23年度に、門真調節池を平成27年度に暫定供用開始し、浸水被害の軽減を図ってきたところである。

平成27年度末時点で、寝屋川北部地下河川の総延長 $L = 14.3$ kmの整備率（延長ベース）は約46%であり、今回、河川法第79条第1項に伴う大臣認可を経て、残区間の守口調節池（ $L = 3.1$ km）、鶴見調節池（ $L = 1.7$ km）および都島調節池（ $L = 2.9$ km）の早期完成をめざし、流域の浸水被害軽減効果の早期発現を図ることとしている。

本申請書においては、事業未着手区間である、鶴見調節池（ $L = 1.7$ km）および都島調節池（ $L = 2.9$ km）の整備事業を全体計画と位置づける。なお、鶴見立坑から松生立坑までの支川（延長 3.1 km）については、現在事業中である。

・全体計画（寝屋川北部地下河川）

大阪府大阪市都島区中野町五丁目地内から大阪府大阪市鶴見区横堤4丁目地内

延長 約4.6 km

構造規格 内径9.0～11.5 m、土被り約37～71 m
セグメント厚さ0.37～0.5 m

最小曲線半径 100 m

最急縦断勾配 1/37

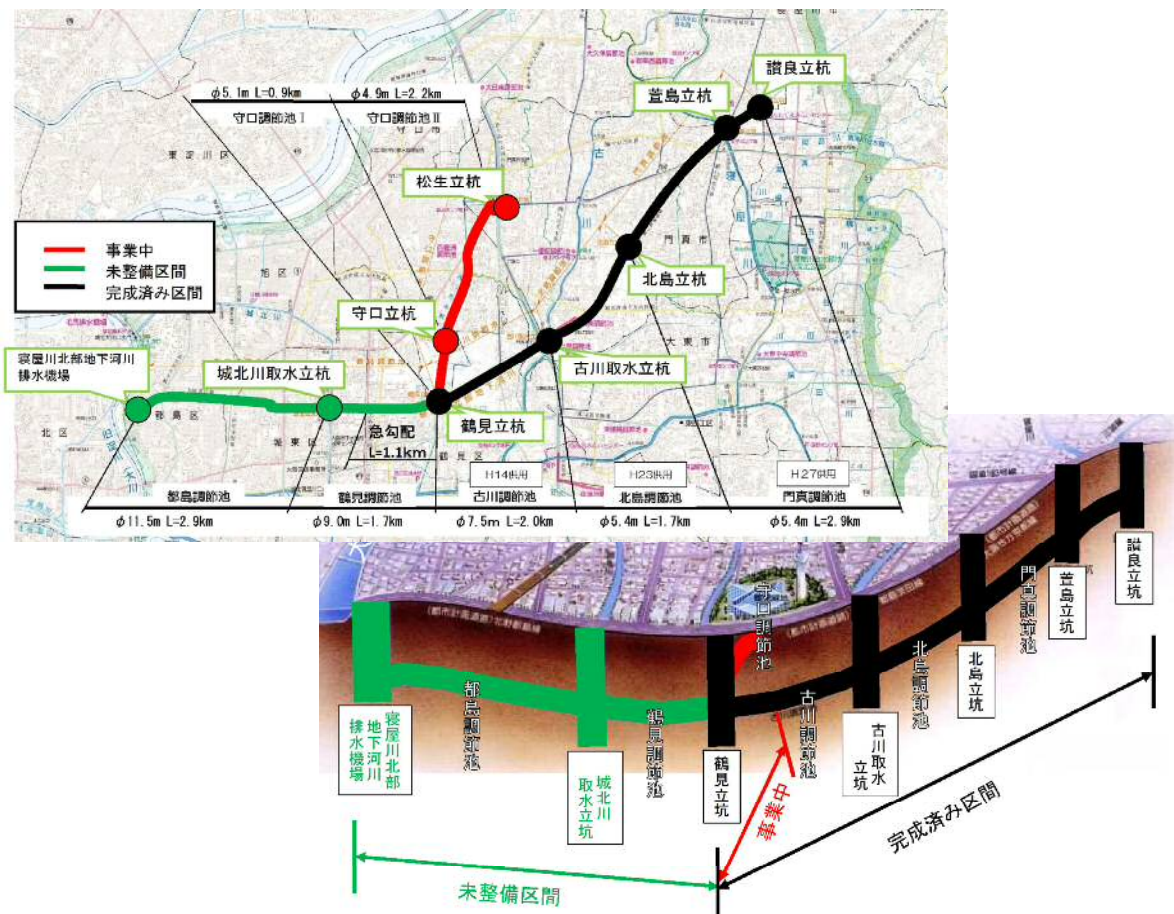


図-2.3 寝屋川北部地下河川完成イメージ

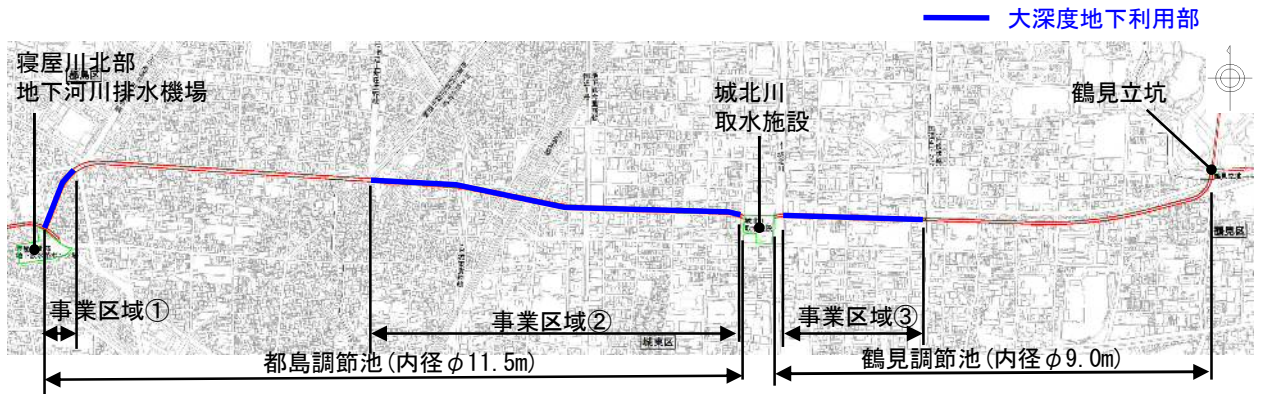
表-2.1 全体計画の整備対象区間と整備内容

区 間	整 備 内 容
つるみ 鶴見調節池 (1.7km)	城北川取水立坑から鶴見立坑までの整備を行います。地下河川が完成するまでの間は暫定的に約11万m ³ の雨水を貯留することにより流域の浸水被害の軽減を図ります。
みやこじま 都島調節池 (2.9km)	城北川取水立坑から都島立坑までの整備を行います。地下河川が完成するまでの間は暫定的に約30万m ³ の雨水を貯留することにより流域の浸水被害の軽減を図ります。
ねやがわほくぶち かかせん 寝屋川北部地下河川 排水機場	寝屋川北部地下河川として供用するため、旧淀川(大川)へ約85m ³ /sの排水を行う排水機場を築造します。

(2) 事業区域計画

今回申請を行う事業区域は、全体計画約4.6kmのうち、大深度地下以深を通過する、大阪府大阪市都島区中野町5丁目～大阪府大阪市城東区古市一丁目までの計2.2kmの区間である。

本事業の計画の詳細は次のとおりである。



① 施工区間

		寝屋川北部地下河川		
		事業区域①	事業区域②	事業区域③
自		寝屋川北部地下河川排水機場	市道片町野江森小路線 (野江4交差点)	城北川取水施設
至		(主) 市道赤川天王寺線 (都島本通交差点)	城北川取水施設	国道479号 (花博記念公園西口交差点)

② 延長

事業区域①	0.3km
事業区域②	1.4km
事業区域③	0.5km
計	2.2km

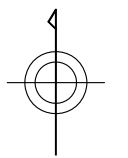
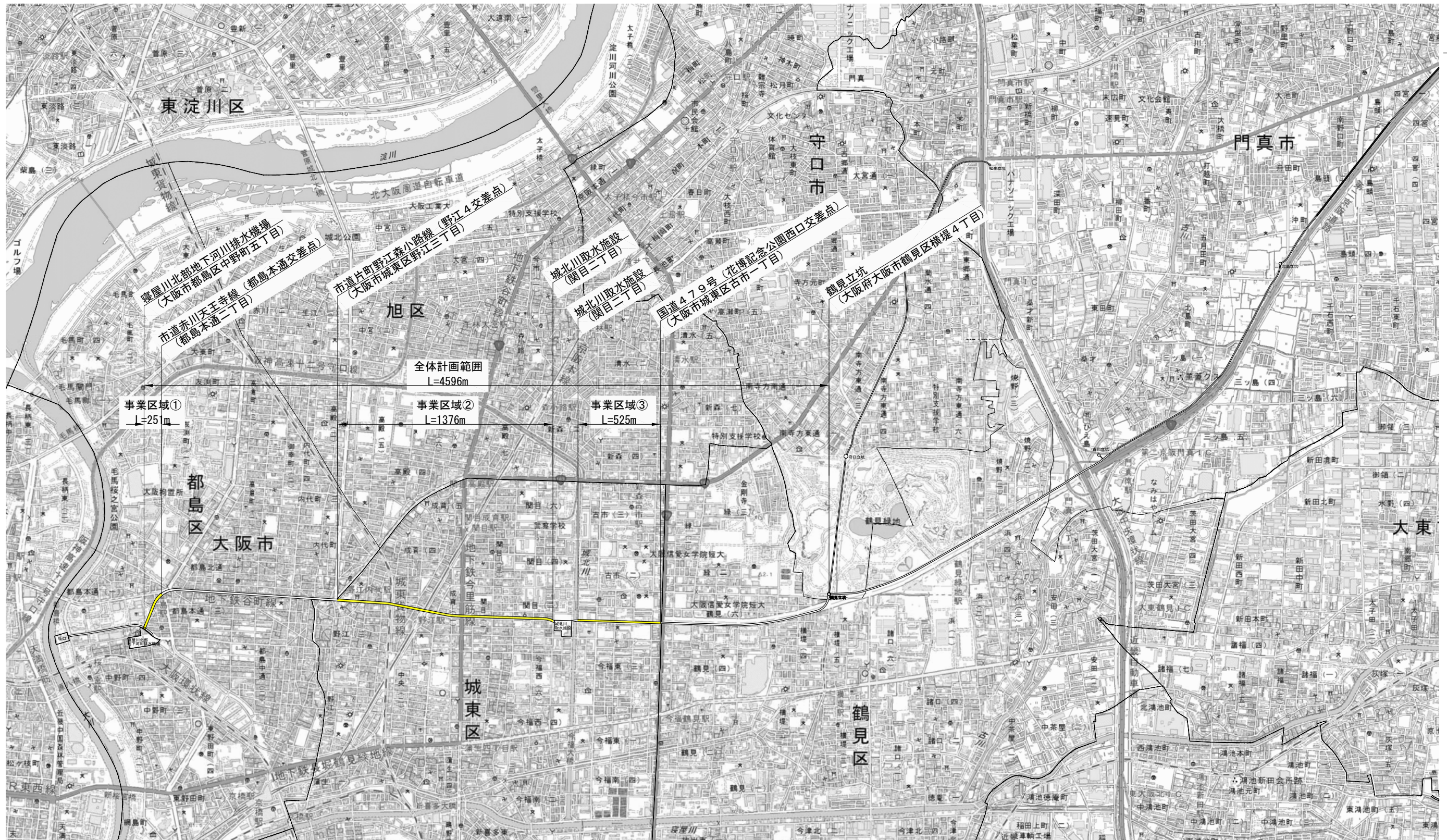
③構造規格及び計画高水流量

施工区間		寝屋川北部地下河川		
		事業区域①	事業区域②	事業区域③
構造規格	内径	11.5m	11.5m	9.0m
	土被り	約71m	約69～70m	約65～69m
	セグメント厚	0.5m	0.5m	0.5m
最小曲線半径		150m	150m	200m
最急縦断勾配		1/1500	1/1500	1/37
計画高水流量		250m ³ /s(河川整備計画では85m ³ /s)		

なお、浅深度部の上面は、ほとんどが道路など公共用地となっているが、ごく僅かに民有地を通過する。当該土地については、地権者と区分地上権の設定に向け作業を進めている。

事業区域位置図

S=1:25,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平29情複、第1363号)

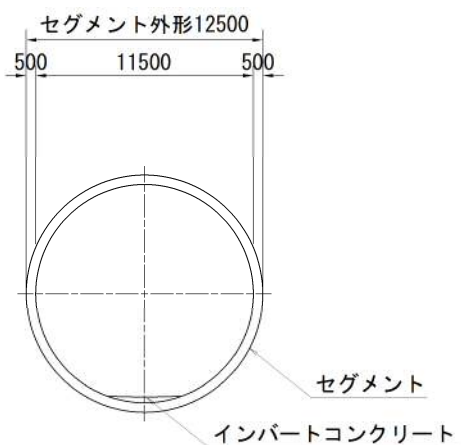
凡 例	
	大深度地下事業区域

図面名	事業区域位置図
縮 尺	S = 1:25,000

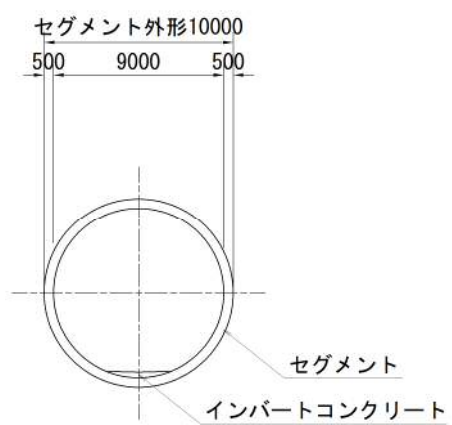
【事業区域標準断面】

事業区域①寝屋川北部地下放水路排水機場～（主）市道赤川天王寺線（都島本通交差点）

事業区域②市道片町野江森小路線（野江 4 交差点）～城北川取水施設



事業区域③城北川取水施設～国道 4 7 9 号（花博記念公園西口交差点）



3. 事業に要する経費及びその財源

(1) 経費

総事業費 1497億円

(単位：百万円)

年度 費目	全体 計画	起業地における年度区分経費
		平成33～42年度
工事費	147,500	46,266
用地費及び補償費	2,200	0
その他	0	0
計	149,700	46,266

(2) 財源

(ア) 工事費

所管	国土交通省	大阪府
負担率	1/2	1/2
会計名	一般会計	一般会計
項	社会資本総合整備事業費	河川海岸費
目	防災・安全社会資本整備交付金	河川砂防費
細目	—	寝屋川水系改良費

(イ) 用地費

所管	国土交通省	大阪府
負担率	1/2	1/2
会計名	一般会計	一般会計
項	社会資本総合整備事業費	河川海岸費
目	防災・安全社会資本整備交付金	河川砂防費
細目	—	寝屋川水系改良費

4. 大深度地下において事業の施行を必要とする公益上の理由

(1) 事業の施行を必要とする公益上の理由

寝屋川流域は、流域の大半を占める河内平野が、かつて淀川、大和川の氾濫原であったということから浸水被害を受けやすい地理的特性を有しており、過去から大規模な被害が頻発している。

表-2.2 寝屋川流域における過去の浸水被害一覧

年 月 日	気象要因	流域最大降雨量		浸 水 被 害		
		時間最大 (mm)	総雨量 (mm)	床 上 (戸)	床 下 (戸)	計 (戸)
昭和27年7月11日	梅雨前線	25.6	214.0	2,636	43,416	46,052
昭和28年9月25日	台風13号	38.0	192.0	3,200	48,553	51,753
昭和32年6月26日		62.9	326.1			0
昭和42年7月8日	梅雨前線	41.5	129.0	894	22,796	23,690
昭和47年7月12日 ～13日	梅雨前線	20.0	237.5	6,138	37,273	43,411
昭和47年9月15日 ～16日	台風20号	47.5	115.0	8,902	52,505	61,407
昭和54年6月27日 ～7月2日	梅雨前線	25.0	268.5	1,044	12,043	13,087
昭和54年9月30日 ～10月1日	台風16号	66.0	96.0	4,045	23,691	27,736
昭和57年8月2日 ～3日	台風10号及び 低気圧	39.5	150.5	6,778	43,262	50,040
平成元年9月2日～3日	秋雨前線	23.0	166.0	26	1,927	1,953
平成元年9月14日	秋雨前線	49.0	75.5	68	3,600	3,668
平成元年9月19日 ～20日	台風22号	41.0	104.0	3	1,694	1,697
平成7年7月2日～6日	梅雨前線	32.0	290.0	14	2,026	2,040
平成9年7月9日	梅雨前線	35.0	74.0	9	163	172
平成9年7月13日	梅雨前線	42.0	114.0	61	3,767	3,828
平成9年8月5日	低気圧	61.0	75.0	67	3,135	3,202
平成9年8月7日	前線	80.0	116.0	359	8,854	9,213
平成11年6月26日 ～27日	梅雨前線	50.0	94.0	3	398	401
平成11年6月29日 ～30日	梅雨前線	42.0	130.0	2	195	197
平成11年8月10日 ～11日	熱帯低気圧	56.0	244.0	364	3,116	3,480
平成11年9月17日	局地的豪雨	88.0	106.0	85	3,872	3,957
平成15年5月8日	前 線	47.0	80.0	15	611	626
平成16年5月13日	前 線	41.0	89.0	22	310	332
平成16年10月20日	台風23号	42.0	134.0	15	490	505
平成20年8月6日	局地的豪雨	63.5	73.5	183	2,357	2,540
平成23年8月27日	局地的豪雨	76.0	89.0	93	1,499	1,592
平成24年8月14日	局地的豪雨	111.0	159.0	2,554	17,080	19,634
平成25年8月25日	局地的豪雨	59.0	119.0	17	887	904

寝屋川流域では、河川と下水道と流域が一体となった総合的な治水対策を立案し、河川を改修するだけでなく、治水緑地や流域調節池などの貯留施設を整備するとともに、新たな放流施設として、地下に2つの放水路（地下河川）を設けることとした。これら総合治水対策の施設が完成することで、流域基本高水流量（ $2,700 \text{ m}^3/\text{s}$ ）の処理が可能となり、一生に一度経験するような大雨（時間雨量80mm程度の降雨）が降った場合でも、川があふれて、家が流され、人が亡くなるようなことをなくすることができる。

昭和30年代から着手した河川改修がほぼ完成してきたため、川からの溢水や破堤が原因の洪水の危険性は減ってきているものの、市街化の進展に伴う保水・遊水機能の低下により、近年でも頻繁に浸水被害が発生している。

そのため、さらなる浸水被害軽減にあたっては、特に地下河川の整備を早期に進める必要がある。そのうち、寝屋川北部地下河川では、全計画延長14.3kmのうち、上流6.6kmが完成し、一時貯留施設として、一定の効果を発現している。

しかしながら、寝屋川北部地下河川が放流施設として、本来期待する効果を発現させるためには、寝屋川流域外である一級河川旧淀川（大川）へ排水できるよう鶴見立坑から寝屋川北部地下河川排水機場までの約4.6kmの整備を早急に進めていく必要がある。

寝屋川北部地下河川による $85 \text{ m}^3/\text{s}$ の洪水処理は、河川整備計画において、河川改修や遊水地や流域調節池など他の事業と共に位置づけられており、これらの事業が総合的に推進されることによって、時間雨量50mm程度の降雨による床下浸水、時間雨量65mm程度の降雨による床上浸水を防ぐ計画となっている。

これらの治水効果は、流域約270万人の生命、財産を守ると共に、本流域の産業・経済の発展に大きな効果をもたらすもので、社会的・経済的に及ぼす効果は極めて大きい。

本事業の実施が環境に及ぼす影響については、「大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針」（平成16年2月3日国都大第58号）に示された環境保全のための検討項目（地下水、施設設置による地盤変位、化学反応、掘削土の処理、その他）について、影響の分析及び環境保全のための措置の検討を行っている。

このうち、地下水については地下水解析モデルを用いた地下水影響解析により求めた水位低下量を用いて、圧密沈下量の算定を行い、水位低下により生じる地盤沈下は軽微であると評価している。また水質については、密閉型のシールド工法の採用により、地下水の出入りは生じないため、工事が環境に及ぼす影響はほぼないものと評価している。

また、施設設置による地盤変位については、地盤変位解析による予測を実施しており、施設設置による地盤変位が既設構造物に与える影響は問題となるものではないと評価している。

加えて、化学反応については、密閉型シールド工法の採用により、掘削地盤と空気との接触は最小限で、施設設置による地下水の強酸性化、有毒ガスの発生、地盤の発熱及

び強度低下等の化学反応への影響はほぼないと評価しており、掘削土の処理については、「大阪府建設リサイクル推進計画2011」に則り減容化を図り、泥水式シールド工法等で発生する汚泥等の適正な処理を行うとともに、盛土材料、埋戻材料として90%以上の再資源化を図る等、環境への影響が著しいものとならないようにするものとしている。

以上の本事業の実施が環境に及ぼす影響については、学識経験者からなる大阪府河川構造物等審議会（大深度地下使用検討部会）を設置し、諮問した結果、妥当との答申を受けている。

このほか、文化財等への影響については、「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」（平成13年4月3日閣議決定）に示された文化財の保全に影響を及ぼすと考えられる「地下水位・水圧の変化、振動、周辺環境の変化等」に関して、上記のとおり、事業の実施が環境に及ぼす影響については軽微であり問題となるものではないと評価されており、文化財等へ影響を及ぼさないと判断している。

加えて、寝屋川流域の枚方市、交野市、寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市で構成する「東部大阪治水対策促進協議会」、同じく寝屋川流域の交野市、寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市の各市議会で構成する「東部大阪治水対策促進協議会」より、本事業の整備促進に関する強い要望がある。

以上のとおり、本事業の治水効果は著しく、公益に資するところは極めて大きいため、早期効果発現を図ることが必要である。

（2）大深度地下を使用する必要性

平成28年度末時点で、寝屋川北部地下河川（総延長L=14.3km）の整備率（延長ベース）は約46%である。

残区間の守口調節池（L=3.1km）、鶴見調節池（L=1.7km）および都島調節池（L=2.9km）は、河川法第79条第1項に伴う大臣認可を経て早期完成を目指しており、完成すれば流域における浸水被害の多大な軽減効果が見込まれる。

寝屋川北部地下河川は、これまで既存都市計画道路等を占用して整備を進めているが、本事業区域直上の都市計画道路は事業化時期が未定となっていることから、地下河川の整備は進んでいない。全体計画4.6kmのうち、都市計画道路等の公共用地を占用して整備する区間が4.3kmであり、地下河川単独で整備する区間は0.3kmである。

都市計画道路等の公共用地を占用する区間4.3kmのうち、都市計画道路等が事業化している区間は2.4kmで、事業化されていない区間は1.9kmとなっている。

本事業は、前節で述べたように早期効果発現を図るため、地下河川を一時貯留施設から本来の目的である放流施設にする必要があるが、都市計画道路が事業化されていない区間1.9kmの事業化を待たずに地下河川単独で整備を進める場合は、用地取得や区

分地上権設定を行う必要があり、工事着手までに長期間を要する。

寝屋川北部地下河川は、平成3年2月22日に都市計画河川の決定がされていたが、道路トンネルが一部並走することになったため、平面ルートを変更する必要が生じることとなり、合わせて、事業の早期実施を目的として、大深度地下の使用を想定した縦断線形に変更し、平成29年3月23日に都市計画変更決定された。大深度地下の使用を想定している区間については、立体都市計画としている。

これにより、都市計画道路の事業進捗に捉われることなく寝屋川北部地下河川の残区間に着手することができ、また、大深度地下を使用し施工することにより、用地取得や区分地上権設定範囲を極力小さくすることができるため事業期間が短縮されることとなり、本事業の円滑な遂行が可能となる。なお、浅深度部の上面は、ほとんどが道路など公共用地となっているが、ごく僅かに私有地を通過する。当該土地については、地権者と区分地上権の設定に向け作業を進めている。

5. 事業区域を当該事業に用いることが相当であり、又は大深度地下の適正かつ合理的な利用に寄与することとなる理由

(1) 全体計画の位置づけからみた当該事業区域の位置づけ

寝屋川流域は、流域面積267.6km²の流域で、流域の約75%にあたる地域が、降った雨が直接河川に流入できずに排水機場により排水する“内水域”となっている。また、川の水位が大阪湾の潮位により変動する“感潮河川”であり、その上、流域内河川の河床勾配が緩く、さらに最下流端の京橋口が狭小のため、降雨があればなかなか流れ出ない緩流河川となっている。さらに、流域の急激な都市化により、集中豪雨のたびに、都市型水害の浸水被害を受けたことから、このような浸水被害に対応するため、昭和63年に総合治水対策特定河川の指定を受け、平成2年に流域整備計画を策定し、平成18年には流域全体で総合治水対策を推進するため特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域に指定したところであり、現在は、河川整備計画の認可に基づき、治水対策を進めているところである。

寝屋川北部地下河川は、寝屋川流域の内水域の浸水解消を目的に計画された放流施設で、その計画総延長は、寝屋川北部地下河川排水機場から讃良立坑までの本川（延長約11.2km）と本川途中の鶴見立坑から松生立坑までの支川（延長3.1km）の合計14.2kmである。このうち、鶴見立坑から讃良立坑までの6.6kmは、既に完成し、一時貯留施設として暫定運用している。

全体計画は、寝屋川北部地下河川の事業未着手区間である寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑までの区間（延長4.6km）より構成される。なお、鶴見立坑から松生立坑までの支川（延長3.1km）については、現在事業中である。

本事業区域は、全体計画4.6kmのうち、都市計画道路が事業化され道路占用が可能な区間等2.4kmを控除した2.2kmであり、本事業区域は、全体計画の一部として適切に位置づけられている。

(2) 事業の目的を果たし得る最も有効な位置にあること

1) 鶴見調節池（鶴見立坑～城北川取水施設）

鶴見調節池は、既存の鶴見立坑から城北川取水施設までを都市計画道路（広路8都島茨田線）下を通過させるルートであり、都市計画道路（広路8都島茨田線）の開通済み区間を利用できるため、事業の早期整備を図るルートとして最も有効な位置である。

【案2：直線ルート案】

城北川取水施設から寝屋川北部地下河川排水機場までの区間を直線で結ぶ案である。最短距離での施工が可能となるが、新規の都市計画決定が必要であり、新たに多くの住民等との調整が必要となり、事業期間が長期化する。



4) 寝屋川北部地下河川排水機場

寝屋川北部地下河川排水機場は、寝屋川北部地下河川の放流先である一級河川旧淀川（大川）の近傍に位置する必要があるが、また、その施設規模から相当な面積を有する用地を確保しなければならない。そこで適地として大阪市が所有する適当な規模の土地を協議のうえで選定し、その位置については、平成2年度に都市計画決定を受け、既に用地の一部も確保を行っているため、大深度地下を使用する場合においても、当該位置は変更しないものとした。

5) 都市計画との関係

本事業の大深度地下以深を通過する計2.2kmの区間は、平成29年3月23日付け大阪府告示第519号により大阪都市計画河川第1号 寝屋川北部地下放水路として都市計画変更決定されたものであり、整合している。

(3) 施行しようとする事業の種類・内容からみて事業区域の規模が適切であること

前述しているとおり、寝屋川北部地下河川を早期に整備し、沿線への影響を小さくするために、シールドトンネル工法での施工とし、事業区域は施工・維持管理を考慮した余裕幅1.0mを考慮した範囲が大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条に規定する大深度地下にある区域を定めた。

表-2.9 事業区域の規模

施工区間	寝屋川北部地下河川		
	事業区域①	事業区域②	事業区域③
	寝屋川北部地下河川排水機場～ (主)市道赤川天王寺線 (都島本通交差点)	市道片町野江森小路線 (野江4交差点)～城北川取水施設	城北川取水施設～ 国道479号 (花博記念公園西口交差点)
延長	2.2km		
内訳	0.3km	1.4km	0.5km
構造規格	内径	11.5m	11.5m
	土被り	約71m	約69～70m
	セグメント厚	0.5m	0.5m
最小曲線半径	150m	150m	200m
最急縦断勾配	1/1500	1/1500	1/37
計画高水流量	250m ³ /s(河川整備計画では85m ³ /s)		
事業区域の断面範囲	地下河川及び施工・維持管理に必要な余裕幅1.0mを考慮した範囲		

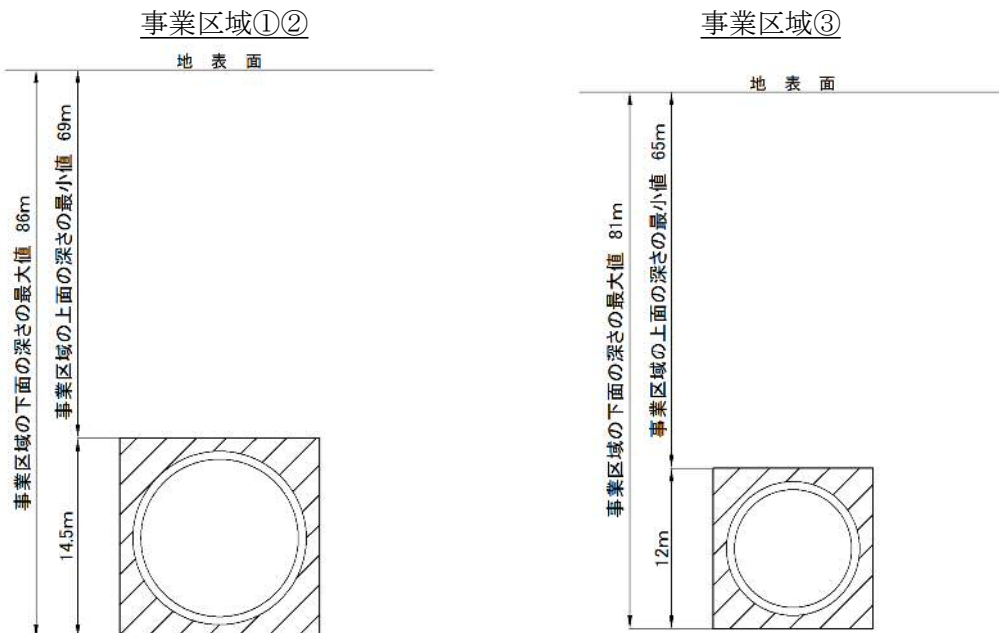


図-2.10 事業区域範囲

(4) 支障となる物件の多少

井戸台帳及びアンケートによる調査において、計画ルート上で深井戸（被圧井戸）は確認されていない。

(5) 周辺の大深度地下等の利用状況や事前の事業間調整（第 12 条）の結果を踏まえた
位置づけ、他の公共事業との調整の有無・支障回避措置の程度

当該申請に先立ち、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 12 条に基づく事業概要書の公告・縦覧（平成 28 年 10 月 17 日～平成 28 年 11 月 15 日）を実施したが、他の事業者から調整の申し出は無い。

(6) 事業の施行に伴い、事業区域に近接する既存施設に対して支障があるかどうか、
または支障が生じる恐れがあるかどうか

本事業区域周辺において既存施設（鉄道施設や建物等）があるが、事業実施による地盤変位について、数値解析による予測を実施し周辺地盤の変位は小さいと評価されていることから、支障が生じる恐れがないことを確認している。